

7 島根県立大学短期大学部科目等履修生等規程

平成 19 年 4 月 1 日制定
島根県立大学短期大学部規程第 13 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 38 条に規定する科目等履修生及び第 39 条に規定する聴講生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第 2 条 科目等履修生及び聴講生（以下「科目等履修生等」という。）の入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第 8 条に規定する者とする。

(履修科目等)

第 4 条 履修又は聴講（以下「履修等」という。）を許可する科目は、当該学期に開講する授業科目とする。ただし、授業科目によっては、履修等を許可しない場合がある。

(在学期間)

第 5 条 在学期間は、1 年以内とする。

(入学志願)

第 6 条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて所定の期間内に学長に提出しなければならない。ただし、科目等履修生として本学に入学した者で再度入学を志願するものについては、当該志願する再度入学の日が、入学検定料を納付して本学に入学した日から起算して 2 年以内である場合に限り入学検定料を免除する。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 本学所定の履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 在職中の者にあつては、所属長の承諾書

2 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を所定の期間内に学長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生入学願書
- (2) 本学所定の履歴書

(選考)

第 7 条 科目等履修生等の選考は、前条の規定により提出された書類に基づいて教授会が行う。ただし、書類審査に加え、面接、実技試験、小論文等を課して選考することができる。

(入学手続及び入学許可)

第 8 条 前条の選考に合格した者は、所定の期間内に本学の指定する書類を学長に提出するとともに、科目等履修生については、入学料を納付しなければならない。ただし、科目等履修生として本学に入学した者で再度入学するものについては、当該再度入学の日が、入学料を納付して本学に入学した日から起算して 2 年以内である場. に限り入学料を免除する。

2 学長は、前項の手続きを行った者について入学を許可するものとする。

(単位の授与)

第 9 条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

- 2 前項の試験に、格した科目等履修生については、所定の単位を与える。
- 3 前項の規定により授与された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付することができる。
- 4 聴講生が聴講した授業科目については、本人の請求により聴講証明書を交付することができる。
(その他)

第10条 この規程定めるもののほか、科目等履修生等に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改正後の第6条及び第8条の規定は、入学科及び入学検定料を納付して平成21年4月1日以降に入学した科目等履修生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。